平成２２年（フ）第４９１号
静岡市駿河区中野新田340番地の１　サードハイツ201号、旧住所静岡県富士市富士岡1434番地の１
破産者　菊池　一未
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２号
静岡県駿東郡清水町新宿220番地の10　小林ハイツ201号、破産手続開始時の住所静岡県伊豆市熊坂1255番地の450
破産者　石川　芳子
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目５番33号
破産者　河村　啓一
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
静岡県浜松市浜北区高畑228番地の２
破産者　天野利恵司
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目25番12号　レピュート101号室
破産者　筒井美智男
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
静岡県菊川市加茂5125番地　メゾン大塚Ａ101
破産者　石川真由美
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
愛知県江南市江森町上46番地２
破産者　杉浦　武仁
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２３号
大津市滋賀里１丁目９番３号　ルグラン202号、開始決定時の住所大津市蓮池町14番30―506号　シヤルム　オオツ
破産者　上田　健次
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０８号
滋賀県高島市安曇川町西万木851番地１　ダイナックⅡ205号室、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木10番地
破産者　吹田　嘉和
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６２９号
京都府木津川市山城町平尾北払戸20番地
破産者　大西商事こと　大西　通夫
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３３号
京都市西京区川島北裏町74番地　メイゾン桂東306
破産者　山本　貴代（旧姓河本）
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７９号
京都市北区鷹峯北鷹峯町36番地　コモド202号
破産者　田中　厚也
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
京都府亀岡市大井町土田２丁目１番16―405号、破産手続開始決定時の住所京都府南丹市日吉町胡麻山ノ口78番地16
破産者　木宮　幸人
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
京都府京丹後市大宮町善王寺932番地
破産者　田中　正己
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第３６７号
奈良県大和郡山市中鍛冶町20番地
破産者　岡本　公男
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
鳥取県米子市観音寺新町２丁目５番31号
破産者　秋田　導秀
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０６９号
熊本市兎谷１丁目２番74号、申立時の住所熊本市清水岩倉１丁目６番10号
破産者　財津　俊司
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５号
熊本市新屋敷１丁目19番11号　添島ビル802号
破産者　外木場和春
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５５１号
熊本県上益城郡御船町大字小坂11番地
破産者　山内　成人
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部